

農産物規格・検査の見直し に関する意見と論点

平成31年2月
政策統括官

目 次

1	第1回懇談会（1月28日）での御意見	1
2	現行の農産物規格・検査に関する論点	
	穀粒判別器について	5
	規格の項目の追加について	6
	着色粒の基準について	7
	検査関係事務の効率化について	9
	農産物検査員の検査精度の向上について	10
3	米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点	
	米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等について	13
	交付金の交付要件等について	15
	袋詰め of 玄米及び精米の表示要件について	16

1 第1回懇談会（1月28日）での御意見

第1回懇談会（1月28日）での御意見

- 1月28日に開催された第1回懇談会では、各委員から、①現行の農産物規格・検査の改良、②米流通の現状を踏まえた各種制度の見直しに関する御意見があった。

現行の農産物規格・検査に関する御意見

【穀粒判別器について】

- 穀粒判別器は、全ての規格の項目が精度よく測定できるのか。現状の規格に基づいた機器の選定・開発が必要。
- 機械化（穀粒判別器）による検査の合理化は否定しないが、銘柄の確認は困難ではないか。
- 自社でも成分分析計や穀粒判別器、科学的分析手法を用いながら、品質の確認を行っている。

【規格の項目の追加について】

- 規格に胴割粒などの項目を追加するなど、検査コストに考慮しつつ検討してもよいのではないか。

【着色粒の基準について】

- 現行規格より厳格に運用しても、クレームが出る。色彩選別機でも全部は除けない。消費者の意見を踏まえ検討すべき。
- 緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしい。

【検査関係事務の効率化について】

- 検査の結果報告に関する提出物が非常に多く、また、報告期限も厳しい。
- 検査事務が煩雑であるという意見は、JAグループからも出されている。

【検査員による検査精度の向上について】

- 検査員による産地品種証明の不備などの現状を確認してほしい。また、コンタミを産地でも防ぐ対策も検討してほしい。
- 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。
- 検査員の研修や目合せを引き続きしっかりとやっていきたい。

第1回懇談会（1月28日）での御意見（続き）

米流通の現状を踏まえた各種制度に関する御意見

【交付金の交付要件等について】

- 米の直接販売に取り組む農家が増えてきているので、（ナラシなど）国の補助金や表示の要件を見直してもいいのではないかと。補助金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないかと。

【袋詰め精米の表示要件について】

- 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても表示を認めるとしてもよいのではないかと。
- 米全体の3割に当たる200万トンの未検査米には3点セット（産地・品種・産年）の情報がない状況。事業者に比べて情報が少ない消費者にとっては、全てのお米に3点セットの表示ができることが望ましい。
- 農産物検査における年産・品種・銘柄の証明は、精米表示を担保するうえで重要な役割を果たしている。現行の精米品質表示基準のもとでは、検査員による検査に頼る部分がある。
- 未検査米が大量に流通すると、米の信頼性の低下、価格や流通の混乱が生じることが懸念されるため、慎重に検討すべき。
- 未検査米が流通した場合の影響を精査してほしい。消費者にデメリットがないようにすべきである。
- 消費者にデメリットになるようなことがあってはならない。偽装を招くことがないようにする仕組みができていることも必要。一方で、米トレサ法があるのだから、これを検査に代わる表示の担保に位置付けることも、検討してみてもどうか。

全般に関する御意見

- 農産物規格・検査の見直しに当たっては、①消費者の信頼を得ること、②消費者にメリットのないコストの発生を避けること、③努力している生産者が正当に評価されるようにすること、④消費拡大につながるような規格・検査とすること、の4点を考慮してほしい。米の品質向上が図られるようにしてほしい。

2 現行の農産物規格・検査に関する論点

穀粒判別器について

1 第1回懇談会での御意見

- 穀粒判別器は、全ての規格の項目が精度よく測定できるのか。現状の規格に基づいた機器の選定・開発が必要。
- 機械化（穀粒判別器）による検査の合理化は否定しないが、銘柄の確認は困難ではないか。
- 自社でも成分分析計や穀粒判別器、科学的分析手法を用いながら、品質の確認を行っている。

2 現場からの声

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、生産サイド（注1）の約4割、実需・流通サイド（注2）の約6～7割、登録検査機関の約4割、行政機関の約6割が「穀粒判別器等の測定機器の導入を進めるべき」と回答。
（注1）生産者、集荷業者・大型乾燥調製施設、（注2）卸売事業者・精米工場、米穀小売事業者、食品製造事業者（炊飯業者）等
- 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「検査手法の改善など検査業務の効率を高める観点から必要な見直しを行うこと」、「農産物検査業務の効率化を図るため、検査手法の改善と検査機器の適切な運用を検討すべき」との提案。

3 うるち玄米の規格と穀粒判別器による測定項目

- 新型穀粒判別器では、以下の規格のうち「死米」、「着色粒」、被害粒に含まれる「胴割粒」及び「砕粒」について、測定することにより、混入割合を数値化することが可能である。
（注：規格と数値が設定されていない「白未熟粒」の測定も可能）

[農産物検査規格（うるち玄米）]

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いた もの(%)	
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

※ 玄米の水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1%加算する。



穀粒判別器で測定可能

「計」は、発芽粒、病害粒、胴割粒、茶米、砕粒などの損傷を受けた粒である被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物の混入割合の合計値であり、このうち、「胴割粒」、「砕粒」、「死米」及び「着色粒」が穀粒判別器で測定可能

規格の項目の追加について

1 第1回懇談会での御意見

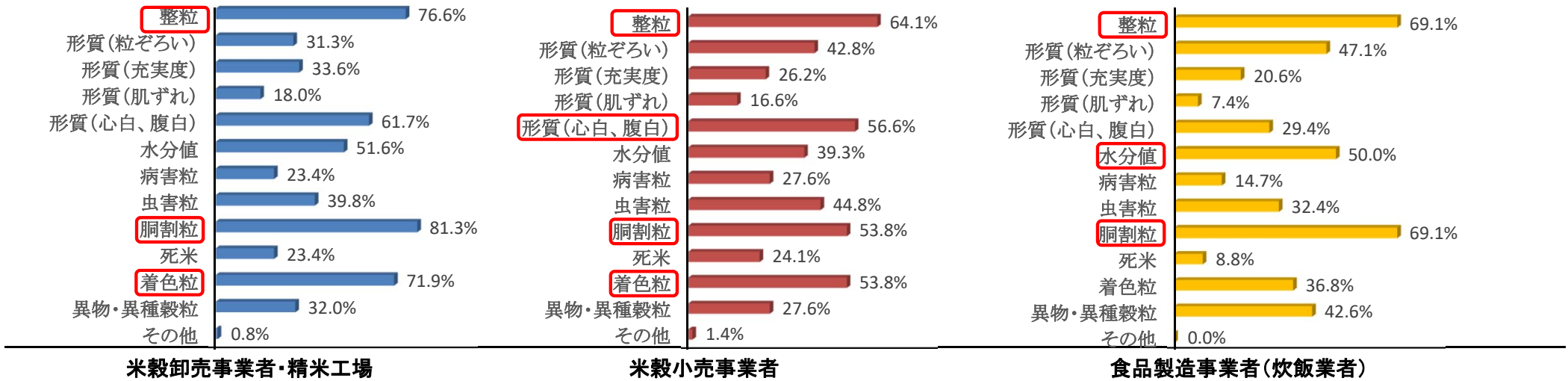
- 規格に胴割粒などの項目を追加するなど、検査コストに考慮しつつ検討してもよいのではないか。

2 農産物検査（お米）に関するアンケート

- 実需・流通サイドが主に重視する規格項目として、「整粒」や被害粒の一部である「胴割粒」などが挙げられている。

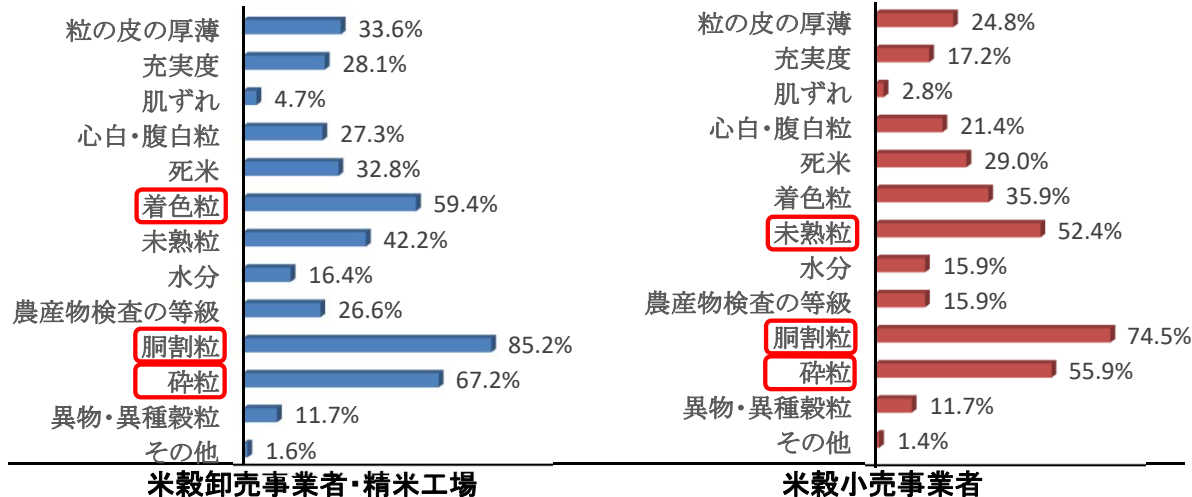
米の規格において主に重視する項目（複数回答あり）

注：赤枠は回答数が多い上位3項目



- 精米の歩留まりに大きく影響する玄米品質等の項目として、「胴割粒」、「碎粒」などが挙げられている。

精米の歩留まりに大きく影響する玄米品質等の項目（複数回答あり）



注：赤枠は回答数が多い上位3項目

着色粒の基準について

1 第1回懇談会での御意見

- 現行規格より厳格に運用しても、クレームが出る。色彩選別機でも全部は除けない。消費者の意見を踏まえ検討すべき。
- 緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしい。

2 現場の声

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、着色粒の混入限度について
 - ・ 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和するべき」と回答。
 - ・ 米穀卸売事業者・精米工場の約6割、米穀小売事業者の約4割、食品製造事業者（炊飯業者）の約7割、スーパーマーケット・コンビニエンスストアの約8割が「現状のままでよい」と回答。一方で、米穀卸売事業者・精米工場の約3割、米穀小売事業者の約5割、食品製造事業者（炊飯業者）及びスーパーマーケット・コンビニエンスストアの約1割が「厳しくするべき」と回答。
 - ・ 行政機関の約4割、登録検査機関の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、登録検査機関の約4割、行政機関の約5割が「緩和するべき」と回答。
 - ・ 消費者の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、消費者の1割が「緩和するべき」と回答。
- 農業法人からのヒアリング（平成29年10月）では、1等と2等の等級間の価格差（600円／60kg程度）も考慮する必要があるが、「着色粒」の混入により2等となった玄米を指定して購入する卸売事業者も見受けられるとの声があった。

また、中食・外食事業者からのヒアリング（平成29年4月）においても、「2等以上であれば問題なく使用できる。」との声があった。
- 平成27年度～平成30年度に、農産物検査の見直しを求める地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づく意見書が9件提出されており、そのうち8件に、「着色粒」の規格の廃止や見直しを求める意見が含まれている。

（例）秋田県五城目町議会意見書（平成30年6月）「農産物検査法「着色粒」の規定を廃止すること。」

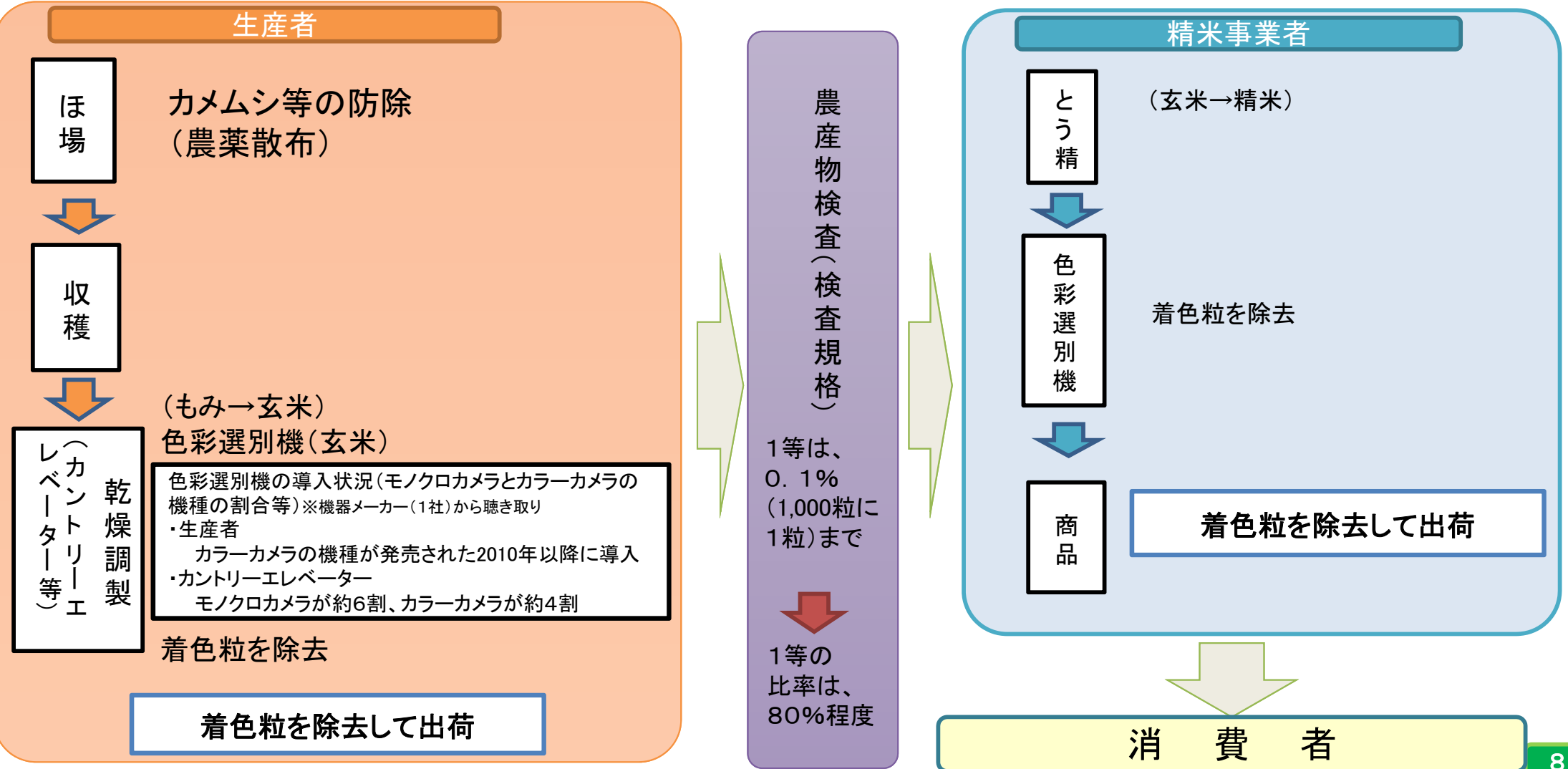
3 現行の規格

- カメムシ等の被害により発生する着色粒については、その混入が消費者からのクレームの原因となることから、生産者、流通業者、消費者等の関係者の意見を聴いて、昭和49年に着色粒の混入の最高限度を導入（1等0.1%、2等0.3%、3等0.7%）。

着色粒の基準について(続き)

- 4 着色粒の発生防止及び除去の取組
- 生産段階では、カメムシ等の防除のための農薬散布が行われている。また、乾燥調製過程において色彩選別機による着色粒の除去が行われている。また、流通段階においても、とう精の工程において色彩選別機による除去が行われている。

生産・流通段階における着色粒の発生防止及び除去の取組



検査関係事務の効率化について

- 1 第1回懇談会での御意見
- 検査の結果報告に関する提出物が非常に多く、また、報告期限も厳しい。
 - 検査事務が煩雑であるという意見は、JAグループからも出されている。

- 2 現場の声
- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、登録検査機関の約5割が「事務（報告）の簡素化」を望むと回答。
 - 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「検査事務の効率化をはかるため、検査業務に係る様式の整理等の改善を行うべき」との提案。

- 3 現行制度
- 農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年農林水産省告示第445号）に基づき、
 - ① 「米穀等の水分含有率以外の検査結果」については、毎月分を検査の翌月の3日までに
 - ② 「米穀等の水分含有率」については、1年度分を翌年度の4月20日までに
 - ③ 「米穀等以外のものの検査結果」については、毎月分を検査の翌月の10日までに
 それぞれの結果を記載した報告書を、地域登録検査機関は都道府県へ、広域登録検査機関は地方農政局等へ提出。
 - 農林水産省は、検査の翌月末までに上記①及び③の検査結果を公表。②の水分含有率については、結果の公表はしていないが、現行規格で+1.0%の暫定的な加算措置を講じていることから、流通する米の水分含有率の傾向を把握するために実施。

<検査結果の報告事項及び期日>

農産物の種類	報告事項	期間	期日
米穀、麦及び大豆	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	月の1日から末日までの間 (1ヶ月分を毎月報告)	翌月の3日まで
	農産物検査を行った農産物の品位についての検査の結果のうち水分含有率に係る事項	4月1日から翌年3月31日までの間 (1ヶ年分を年1回報告)	4月20日まで
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	月の1日から末日までの間 (1ヶ月分を毎月報告)	翌月の10日まで

農産物検査員による検査精度の向上について

- 1 第1回懇談会での御意見
- 検査員による産地品種証明の不備などの現状を確認してほしい。また、コンタミを産地でも防ぐ対策も検討してほしい。
 - 問題のある検査があることは確か。検査員のレベルアップや各県での横の目合せが必要ではないか。
 - 検査員の研修や目合せを引き続きしっかりとやっていきたい。

- 2 現場の声
- 農産物検査（お米）に係るアンケート調査結果において、回答のあった1,222の登録検査機関のうち396機関（32.4%）で「クレームを受けたことがある」と回答。
クレームを受けた主な理由（複数回答）として、「検査の等級と品質が一致しない」99機関（8.1%）、「異品種の混入がある」29機関（2.4%）などを回答。（このほか、「草のタネ」や「石、ガラス」の混入、「着色粒」や「胴割粒」などの回答がある。）

- 3 農産物検査証明欄の不備等の状況
- 全国米穀販売事業共済協同組合が平成29年11月～12月に組合員（回答数42）に行った「平成29年産米の検査証明の内容等に関するアンケート（集計結果）」では、「検査証明欄の不備」、「異品種の混入」、「品位検査における格付結果が妥当ではない」等の報告がある。

○ 29年産米における検査証明欄の不備等について(複数回答可)

	回答数
(1)登録検査機関、検査年月日、検査員認印の漏れ	27
(2)年産表示の漏れ	17
(3)種類表示の漏れ	15
(4)銘柄表示の漏れ	14
(5)等級印の漏れ	25
(6)その他(主な不備事項等)	3
● 検査年月日、検査員認印の押し忘れや鮮明に押印されていないことがある。	
不備が見受けられなかった	5

○ 29年産米の「銘柄検査」における証明結果について

	回答数
(1)証明された品種と異なる品種の混入はなかった	21
(2)異品種の混入があった	4
● 外部鑑定実施の結果、異品種の混入(6県産地銘柄(累計))が認められた。	
● うるち米にもち米、もち米にうるち米の混入が認められた。	
(3)異品種混入の有無を確認していない	16

○ 29年産米の品位検査における格付結果について

	回答数
(1)総体的にみて妥当	14
(2)総体的にみて概ね妥当であるが、一部に妥当でないものがある	27
(3)総体的にみて妥当でない	0
(4)どちらともいえない	1

資料：全国米穀販売事業共済協同組合
「平成29年産米の検査証明の内容等に関するアンケート（集計結果）」

農産物検査員による検査精度の向上について(続き)

- 4 農産物検査の適切な実施や精度向上に向けた国等の取組
 - 各地方農政局等が、農産物検査技術の維持及び向上を目的として、都道府県毎に「程度統一会」を開催(年2回)。本会では、登録検査機関の代表的な検査員等を対象に、検査技術や検査に当たっての留意事項等に関する研修を実施。
 - 毎年、米の検査が開始される7月に、各地方農政局等を通じて全ての登録検査機関に対し、適切な検査を実施するための留意事項などを伝達。

<平成30年度程度統一会の内容>

- 登録検査機関の参加者(代表的な検査員) : 延べ約3,500名
 - 実施回数 : 各都道府県で2~3回
 - 統一会の内容
 - ・ 農産物検査法令及び検査規格の習熟
 - ・ 試料の分析
 - ・ 被害粒等、銘柄の判定 等
 - 留意事項の伝達
- 習熟状況の確認
 - ・ 農産物検査法令及び検査規格等に関する筆記試験
 - ・ 品位及び産地品種銘柄の鑑定
 - 習熟状況が著しく低い者については、教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長へ通知
- 登録検査機関内での程度統一会の内容の周知
程度統一会参加者は、内部研修などを開催して、所属する検査員に対して、程度統一会の内容を周知。

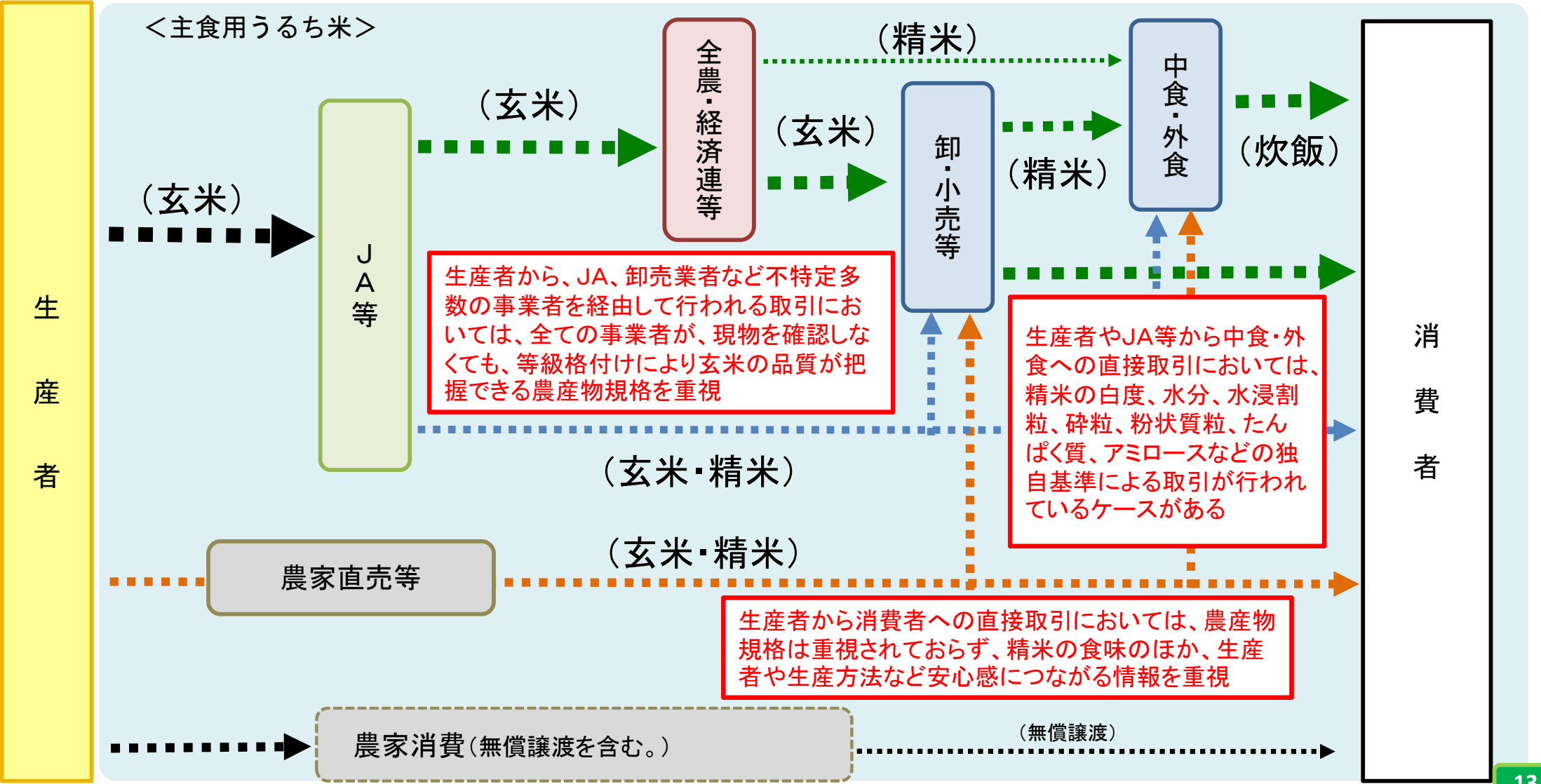
- 5 不適切な農産物検査に対する国等の取組
 - 国又は都道府県の流通監視部局が、農産物検査法に基づき、登録検査機関に対して巡回立入調査等を実施し、法令違反の内容等に応じて、業務の改善、再発防止の徹底等の指導等を実施。

【不適切な内容の事例】国が行った巡回立入調査等の中で、「包装、量目等の誤記載」、「不必要な(記載できない)銘柄名の記載」等、検査結果通知書の記載内容が不適切な事例が見受けられた。これらの不適切な状況が確認された場合には、国は文書指導等の措置を講じることとしている。

3 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点

米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等について

- JA等の生産者団体から卸売事業者を経由した流通ルートのほか、生産者から直接実需者や消費者に流通するルートや、JA等から直接消費者に販売するルートなど、多様な流通ルートが存在。
- 不特定多数の事業者を経由する取引、特定の者の間での取引など、取引の形態によって農産物規格とは別の品質基準が求められるケースがあるなど、農産物の品質基準に対するニーズも多様。



米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等について(続き)

- 中食・外食事業者との直接取引においては、農産物検査規格に含まれない精米の白度、水浸割粒、食味などの品質基準などが重視されている。また、消費者との直接取引においては、多くが精米で流通しているため、農産物検査規格は活用されておらず、食味、農薬の使用状況等の生産情報などが求められる傾向がある。

1 中食・外食事業者と生産者等との取引において求められる品質基準等

(平成29年3月～4月に中食・外食事業者等が求める米の品質等を把握するために国が聴き取りを行った。)

- 農産物検査の等級は2等以上であれば問題なく使用できる。砕米、水浸割粒(炊飯後の外観や味に大きく影響する精米の水浸時の割れ具合)に注意している。砕粒の混入は、食味に大きく影響(ベタつき)し、機械のハンドリング(おにぎりの成型)にも影響がある。(中食)
- 農産物規格の等級の格差による炊飯後の差は感じないので等級はなくてもよいと考えている。精米について、白度、水分、砕粒、水浸割粒、アミロース、たんぱく質等のデータを見ている。(中食)
- 農産物規格は、現物を見なくても取引が可能となることや第三者が証明しているという面で必要。精米の基準として、砕粒、粉状質粒、水浸割粒が重要項目である。(外食)
- 農産物規格にこだわりはない。精米については、粉状質粒、砕粒、被害粒、亀裂粒、水分、白度、たんぱく質、アミロース、硬さ、粘り、食味などを基準としている。(外食)

2 消費者と生産者等との直接取引において求められる品質基準等

(平成31年1月～2月に産地から直接販売を行う生産者等に消費者が求める米の品質等を把握するために国が聴き取りを行った。)

- 消費者が求めているのは、食味、誰が生産したかといった安心や信頼につながる情報、価格である。
- 店頭での販売の際には、品種名、農薬・化学肥料を使用していないことなどの栽培方法を含めた商品の紹介、生産地や生産者の情報などをポップで紹介するとともに、年に数回、生産者を店頭へ招き交流の場を設けて、顔の見える販売に努めている。
- 有機栽培米の生産では、「有機農産物等に係る検査認証制度」において、登録認定機関による書類審査及び実地検査で生産管理記録に記載された品種名などにより種子を確認しているのに、農産物検査を受けないと品種が表示できない。
- 宅配便で発送する際には、品種名、農薬の使用状況等を記載したチラシを同封している。

交付金の交付要件等について

1 第1回懇談会での御意見
 ○ 米の直接販売に取り組む農家が増えてきているので、(ナラシなど)国の補助金や表示の要件を見直してもいいのではないかと。補助金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないかと。

2 現場の声
 ○ 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して検査を受けざるを得ない。
 ○ 農産物検査において銘柄設定されていない場合、品質に見合う交付単価で交付金の支払が受けられない場合がある。
 (例) はだか麦の数量払い交付金については、実需者との播種前契約や現行品種よりもさらに機能性成分が高い新品種へ変更を行った場合なども3年間は銘柄設定申請ができない。経営者の創意工夫に基づき栽培されたはだか麦に対しても、検査と品質区分に見合う適正な交付単価で支払いが実施されるよう、銘柄認定制度の改正を行うべき。(日本農業法人協会提言(平成30年6月))

3 現行制度
 ○ 経営所得安定対策(収入減少影響緩和交付金(ナラシ)など)の交付対象は、食用に供される品質のものである必要があることから、「農産物検査で「3等」以上」等を交付要件としている。
 ○ 産地品種銘柄の設定には、銘柄の鑑定や品位規格の適用を判断するため、3年程度の作付実績が必要。
 麦に対する畑作物の直接支払交付金(ゲタ)においては、産地品種銘柄に該当しない場合は、品質ランク(A~D)のうち、最も低いDランクの単価が適用されることとなっている。

○ ゲタの交付単価(はだか麦の例)

(円/60kg)

品質区分(等級/ランク)							
1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
8,650円	8,150円	8,000円	7,910円	7,080円	6,580円	6,430円	6,350円

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
 A~Dランク: 白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

袋詰めの玄米及び精米の表示要件について

1 第1回懇談会での御意見

- 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約が得られるものだけは、検査による証明がなくても表示を認めるとしてもよいのではないか。
- 米全体の3割に当たる200万トンの未検査米には3点セット（産地・品種・産年）の情報がない状況。事業者に比べて情報が少ない消費者にとっては、全てのお米に3点セットの表示ができることが望ましい。
- 農産物検査における年産・品種・銘柄の証明は、精米表示を担保するうえで重要な役割を果たしている。現行の精米品質表示基準のもとでは、検査員による検査に頼る部分がある。
- 未検査米が大量に流通すると、米の信頼性の低下、価格や流通の混乱が生じることが懸念されるため、慎重に検討すべき。
- 未検査米が流通した場合の影響を精査してほしい。消費者にデメリットがないようにすべきである。
- 消費者にデメリットになるようなことがあってはならない。偽装を招くことがないようにする仕組みができていることも必要。一方で、米トレサ法があるのだから、これを検査に代わる表示の担保に位置付けることも、検討してみてはどうか。

2 現場の声

- 日本農業法人協会提言（平成30年6月）では、「検査を受けなくても米トレーサビリティ法に基づく表示を可能と…するなどの見直しを行うべき」との提案。
- 全国農業協同組合中央会政策提案（説明資料）（平成30年11月）では、「当事者間のスペックに基づく取引の増加、粗悪な未検査品等の流通増加により、検査米と未検査の価格差が縮小し、価格引き下げの圧力が高まるのではないか」との懸念。

3 未検査米の現状（平成29年産）

- 約123万トンの未検査米が、市場に流通。
 - A 主食用米生産量 : 約731万トン
 - B 加工用米等の生産量 : 約51万トン
 - C 農産物検査数量 : 約509万トン
- ※ 主食用と加工用等とを区分して検査を行っているわけではないため、用途別の検査数量は不明
- D 未検査米 : 約273万トン (A + B - C)
- E 農家消費（無償譲渡を含む） : 約150万トン (Aの内数) ※ 推計値、全て農産物検査を受検しないと仮定
- F 農家消費を除く未検査米 : 約123万トン (D - E)
- ※ 第三者による品位等の証明が必要でない、インターネットや直売所での販売、知人等への有償譲渡、中食・外食事業者への販売などの直接取引が主であると考えられる。

袋詰めの玄米及び精米の表示要件について(続き)

4 産地・品種・産年の表示に係る制度の概要

○ 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号)

- 米を含む農産物の表示の一般的なルールは、名称(「精米」など)と原産地(「〇〇県」等の都道府県名等)が義務表示(横断的義務表示)。品種や産年といった他の事項の表示は、品目により一定のルールはあるものの、生産者等が事実に基づき任意で表示可能。
- 一方で、消費者向けの容器包装入り精米・玄米については、農産物検査による証明(又は輸出国の公的機関等による証明)に基づき、産地、品種及び産年を表示。産地は農産物検査による証明がない場合は「国内産」と表示(米トレサ法により産地が伝達されていれば、「産地未検査」を併記した上で産地を表示可能)(個別的義務表示)。なお、容器包装以外(ポップや値札など)への産地・品種・産年の表示については、農産物検査による証明がなくても可能。
- 任意で表示が可能である場合でも、品種を偽って記載するといった表示の偽装は食品表示法等により禁止。

○ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレサ法)(平成21年法律第26号)

米を販売する全ての者に対して、①取引等の記録の作成・保存、②産地情報の伝達に係る義務を設定。

- 作成・保存すべき取引等の記録は、品名、産地、数量、取引年月日、取引先名、搬出入した場所等
- 産地情報の伝達は、
 - ① 事業者間では伝票または容器包装への記載により行う。
 - ② 消費者へは、容器包装への記載やWebサイトへの記載などにより行う。

(取引記録や産地に関する情報が記載された伝票の例)

納品書(控)

お客様コード 00000000 売上 伝票 No.00000000

〒□□□-□□□□ 東京都〇〇区〇〇-〇〇 受注日〇〇年〇〇月〇〇日 指図日〇〇年〇〇月〇〇日 納品日〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様 納品先

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000 毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産 コシヒカリ (10ka)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産 ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産 長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産 ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産 レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計			XXXXXXXX
指図 No,		消費税等			XXXXXXXXXX
		納品重量計			XXXXXXXXXX

〇〇〇株式会社 〇〇本社
〒□□□□□□□□ 担当 〇〇〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇-〇〇 TEL: 03-0000-0000
FAX: 03-0000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組み合わせを含む。)でも可能です。

年月日:搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量:取引において通常用いている単位

品名:取引において通常用いている名称

産地:「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載(上記(注2)を参照。)

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

袋詰めの玄米及び精米の表示要件について(続き)

4 産地・品種・産年の表示に係る現行制度の概要

			産地	品種	産年
消費者向け	容器包装あり(袋詰め精米・玄米)	単一原料のもので産地・品種・産年が証明済み	表示が義務	表示が義務	表示が義務
		単一原料のものでも産地・品種・産年のいずれかの証明が得られていない ※ この場合、「単一原料米」の表示は不可	「国内産」の表示が義務 これに加え、証明が得られている場合は、「〇〇県」の表示も可能 ただし、証明が得られていない場合でも、米トレサ法で伝達されている場合には、「産地未検査」と併記して「〇〇県」の表示が可能	証明が得られたもののみ任意で表示可能 (表示が義務ではない)	
		未検査 ※ 単一原料のものであっても、「単一原料米」の表示は不可	「国内産」の表示が義務 これに加え、米トレサ法で伝達されている場合には、「産地未検査」と併記して「〇〇県」の表示が可能	表示不可	表示不可
	容器包装なし(ばら売りの精米・玄米)	検査済み・未検査 ※ 未検査であっても、事実に基づき「単一原料米」と表示可能	表示が義務	任意で表示可能	任意で表示可能
消費者向け以外(例)中食・外食事業者向け	容器包装あり・なし	検査済み・未検査 ※ 未検査であっても、事実に基づき「単一原料米」と表示可能	表示が義務	任意で表示可能	任意で表示可能
容器包装以外への表示(ポップや値札など)			任意で表示可能		
その他の生鮮食品(野菜など)			表示が義務	任意で表示可能	

袋詰めの玄米及び精米の表示要件について(続き)

(参考) 表示の具体例

- 農産物検査による証明がある袋詰め精米の表示 (単一原料のもの)
- ※ 単一原料米の場合、使用割合欄は削除する。

- 単一原料のものであっても、品種が未登録のため、産年の証明しか得られなかった袋詰め精米の表示
- ※ 3点セットの証明がないため、「単一原料米」の表示不可。
- ※ 証明を得ている産年や米トレサ法の伝達に基づく「〇〇県(産地未検査)」は表示してもよい。
- ※ なお、現行制度では産地と品種がセットで登録されているため、品種が未登録で証明が得られない場合に、産地だけの証明が出ることはない。

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産		
内容量	〇 k g		
精米年月日	〇〇. 〇〇. 〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米 国内産 (〇〇県(産地未検査) 〇〇年産			10割 10割)

- 未検査の袋詰め精米の表示 (欄外) ※ 「国内産」と使用割合は義務表示。また、「産地未検査」を併記すれば、一括表示欄に産地を併せて表示することも可能。
- 欄外(紙袋表面など)には、商品名や事実に基づく表示(食品表示基準で表示が禁止されている事項は除く。)は記載することが可能。



(一括表示欄)

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米 国内産 (〇〇県(産地未検査)			10割 10割)